

## 令和7年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 次第

日時：令和8年2月5日（木）

午後2時～午後4時

場所：芦屋市霊園管理棟1階会議室

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 職務代理者の指定

### 4 報告事項

- (1) 令和7年度 一般墓地使用者募集結果
  - ア 本募集及び2次募集（概ね12㎡未満の墓地）
  - イ 常時募集（概ね12㎡以上の墓地）
- (2) 令和7年度 合葬式墓地使用者募集結果

### 5 諮問事項

- (1) 一般墓地使用者募集区分の変更について
- (2) 令和8年度一般墓地使用者募集について
- (3) 合葬式墓地の申請要件の変更について
  - ア 生前予約可能年齢の特例について
  - イ 生前予約時の安置後合葬方式の選択について

### 6 その他

### 7 閉会

以上

## 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿

### 1 委員

(令和7年12月1日現在)

区 分	出身団体等の名称	氏 名	備 考
組織代表者	芦屋市婦人会	さるまる ひろこ 猿丸 宏子	
	芦屋市民生児童委員協議会	たじま たづこ 田島 田鶴子	改選
	芦屋市霊園協力会	さだゆき みつる 定雪 満	委員長
	芦屋市佛教会	はなき こうしゅう 花木 宏修	
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会	こしの むつこ 越野 睦子	
	芦屋市自治会連合会	いしど ただし 石戸 正	
市 民 公 募	市民公募委員	たけうち たつあき 武内 達明	
市 職 員	芦屋市市民生活部長	いずみ みどり 和泉 みどり	改選

### 2 事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
環境・経済室 環境課	課長	ながら しょうこ 長良 晶子	
	課長補佐 兼 霊園・火葬場係 係長	こやま はるみつ 小山 陽光	
	係員	かめおか まなぶ 亀岡 学	

#### 4 報告事項

##### (1) 令和7年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果

##### ア 本募集及び2次募集（概ね12㎡未満の墓地）

##### ① 募集区分及び受付期間

募集区分	受付期間
本募集	6月9日～6月27日
2次募集	10月14日（※）～12月26日

※10月14日～16日の3日間は、本募集の補欠当選者及び落選者のみ受付

##### ② 公開抽選

募集区分	抽選実施日	抽選対象 区画数	抽選対象 人数	抽選場所
本募集	7月25日	11区画	27人	芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5
2次募集	10月15日	1区画	3人	芦屋市役所 北館3階 環境課
	10月20日	3区画	6人	
	10月21日	1区画	2人	
	11月20日	1区画	2人	

##### ③ 募集結果

（ ）内は当選人数（辞退者を除く）

募集区分	募集 区画数	応募 区画数	使用許可 区画数	応募人数 ※	＜有効数＞	
					遺骨あり	遺骨なし
本募集	132 区画	30区画	24区画	59人	22人 (15人)	37人 (9人)
2次募集	108 区画	30区画	30区画 予定	39人		

※本募集のうち2区画申込者（過去5年間のうち4回以上当選されなかった方）は2人として計上。また、2次募集のうち落選または辞退後に再度申し込んだ場合は、それぞれ1人として計上。

イ 常時募集（概ね12㎡以上の墓地）

① 募集区分及び受付期間

募集区分	受付期間
常時募集	令和7年4月1日～令和8年3月31日（募集中）

② 募集結果

令和7年12月31日時点

募集区分	募集区画数	応募区画数	使用許可区画数	応募人数
常時募集	55区画	0区画	0区画	0人

(2) 令和7年度 合葬式墓地使用者募集結果

<納骨可能数及び使用許可状況>

令和7年12月31日時点

施設区分	納骨可能数 (体)	使用許可件数 (件)
合葬室	4,500	<u>2,476</u>
一時安置室	800	<u>160</u>

<年度別許可件数>

単位：件

納骨方法		許可年度					合計
		R3 7月～	R4	R5	R6	R7 12月末	
直接合葬方式	①焼骨所持、他の墓地等から改葬	272	99	104	128	98	701
	②生前申込	864	176	159	141	79	1,419
	③園内改葬	111	47	58	71	69	356
	小計	1,247	322	321	340	246	<u>2,476</u>
安置後合葬方式		82	27	18	17	16	<u>160</u>

## 5 諮問事項

### (1) 一般墓地使用者募集区分の変更について

現在、一般墓地使用者の募集方法は、区画の大きさによって取扱いが異なり、「本募集及び2次募集」と「常時募集」の大きく2つに分かれている。

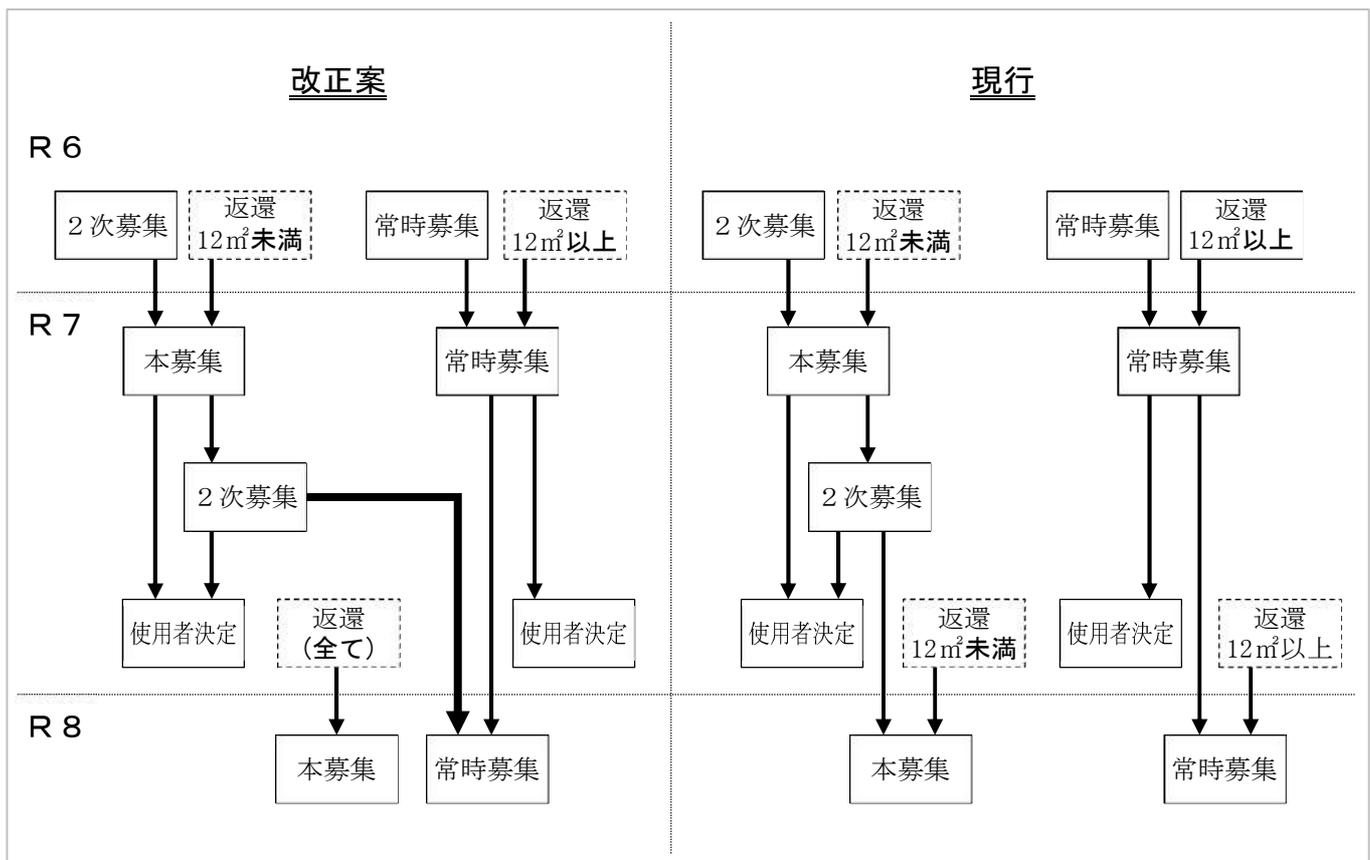
「概ね12㎡未満」の区画は、申込期間を区切って「本募集」を行い、使用者が決まらなかった区画を「2次募集」にかけ、「2次募集」でも使用者が決まらなかった区画は、一旦申込みを打ち切った上で、翌年度の「本募集」で再度募集をかけている。

一方、「概ね12㎡以上の区画」は「常時募集」として、年度を通した募集としている。

しかしながら、毎年本募集にかけても使用者がなかなか決まらない区画も存在し、申込期間を区切って募集するメリットがなくなってきており、かつ申込期間外に墓地を申し込みたいという要望も一定数ある。



令和8年度以降、区画の大きさによって取扱いを分けるのではなく、募集初年度の区画は「本募集及び2次募集」、募集2年度目以降の区画は「常時募集」で募集をかけるよう取扱いを変更するもの。



(2) 令和8年度一般墓地使用者募集について

ア 手続きの流れ及びスケジュール

本募集	日時
募集案内の配布	<u>7月1日(水)から</u>
申込受付	<u>7月13日(月)～7月24日(金)当日消印有効</u> 上記期間内に申込書類を芦屋市環境課まで <u>郵送・持参</u>
受付結果の通知	<u>7月31日(金)頃</u> 申込者宛に受付結果通知書を <u>郵送</u>
公開抽選	<u>8月7日(金) 午前10時00分</u> 場所：芦屋市役所 未定 (参加自由)
抽選結果の通知	<u>8月14日(金)頃発送</u> 申込者宛に抽選結果通知書を郵送
使用許可申請	<u>8月17日(月)～9月4日(金)</u> 芦屋市役所北館3階環境課で申請受付。墓地使用にあたっての注意事項等の説明及び納付書を配布
使用料・維持費の納付	<u>納付期限：10月5日(月)</u> 芦屋市の指定する金融機関で一括支払い。使用料は永代、維持費は本年度分の月割相当額
使用許可	<u>使用許可日：11月1日(日)</u> 一般墓地使用許可書を郵送。許可日以降、墓地を使用(工事開始)可
墓石・巻石等建立	<u>建立期限：令和9年10月31日(日)</u> 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)の建立が必要

(本募集終了後、空き墓地がある場合は2次募集を実施)

2次募集	日時
募集案内の配布	<u>10月26日(月)から</u>
申込受付	<u>11月9日(月)～12月23日(水)</u> ただし、11月9日(月)～11日(水)の間は、本募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付け

## イ 募集区画

次の区画について募集予定

- ① 令和7年中に返還された区画（※）  
※諮問事項(1)が認められた場合、12㎡以上の区画を含む。
- ② これまでに返還された区画で令和7年度本募集・2次募集にかけていない区画（調査中）

## ウ 申込みできる区画数

1世帯につき1区画1通のみ

ただし、過去5年間に4回以上申込みし、一度も本募集に当選されなかった方は、2通申込みできるものとする。（1つの区画に対して2通申し込むことは不可。）

## エ 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまることが必要

- ① 申込受付終了日時点で1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。ただし、一般墓地が当選した場合に合葬式墓地（生前申込）の使用を辞退する場合は申込可能。
- ④ 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できること。

## オ 当選者等の決定方法

### ① 当選者の決定方法

#### (ア) 申込者が1名の区画

その申込者に決定する。ただし、2区画申込みをされた方のうち、抽選なく決定した区画がある場合は、その区画に決定し、他方は辞退扱いとする。

#### (イ) 申込者が2名以上の区画

抽選により決定する。

ただし、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」（※）を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選とする。

※「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方（埋火葬許可証（原本）があること）をいう。また、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」の優先は、一つの遺骨に対して、1世帯のみ対象とする。

### ② 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に、区画ごとに抽選で1名の補欠当選者を決定する。

当選者が辞退した場合は、繰上当選とする。（辞退期限は、使用料・維持費の納付期限と同日とする。）

## カ 2次募集

- ① 募集区画  
令和8年度本募集で使用者が決まらなかった区画
- ② 申込みできる方  
本募集の「申込みできる方」と同じ要件とする。  
ただし、要件①のうち、「申込受付終了日」を「申込日」に読み替える。
- ③ 本募集で当選されなかった方の優先  
受付開始から3日間は、令和8年度の本募集で当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）のみを対象に受けを行う。
- ④ 当選者等の決定  
先着順とする。ただし、同日中に複数の申込みがあった区画は抽選とし、当選者及び1名の補欠当選者を決定する。  
なお、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」の優先はなし。

## (3) 合葬式墓地の申請要件の変更について

### ア 生前予約可能年齢の特例について

合葬式墓地の生前予約については、「満65歳以上の市民」を申請要件とすることを本委員会で決定し、令和3年に制度を開始したが、市民それぞれに様々な事情があり、年齢に関わらず受入れを求める声がこれまでに数件寄せられている。



現在の納骨状況を勘案すると今後数十年は余裕が見込まれること、また、制度開始当初に想定し得なかった様々な事情が市民それぞれにあることを鑑み、令和8年度以降、申請要件を「原則満65歳以上の市民」に変更し、特別の事由があると認める場合は、満65歳に達していない市民についても申請を可能とするもの。

(例) 特別の事由として想定されるケース

- ・申請者が余命宣告を受けている場合
- ・申請者に縁故者がいない場合（ただし、申請者死亡後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、予め必要な措置を講ずること。）

### イ 生前予約時の安置後合葬方式の選択について

合葬式墓地の生前予約については、一時安置室の使用を選択できないものとするを本委員会で決定し、令和3年に制度を開始したが、現在は申請件数が落ち着いてきており、一時安置室の空きに余裕があること、また生前予約での一時安置室の申込み要望が一定数あることを踏まえ、一時安置室の生前予約を選択できるように取扱いを改めるもの。

## 参考 芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例（抜粋）

### 第2章 一般墓地

（使用許可等）

第6条 一般墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項に規定するほか、本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。
- 4 市の事業により市内既設墓地の移転をしたものについては、この条例による許可を受けたものとみなす。

### 第3章 合葬式墓地

（使用許可等）

第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者
  - (2) 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者
  - (3) 本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
  - (4) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者
  - (5) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

（一時安置室の使用）

第24条 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者は、前条第1項に規定する申請の際に、一時安置室を使用するか否かを選択するものとする。

- 2 一時安置室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間とする。
- 3 前項の使用期間を経過したときは、市長は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。
- 4 前条第2項第3号又は第5号に該当して使用許可を受けた者のうち、一時安置室の使用を選択していた者が、第2項の使用期間が経過した後に死亡したときは、その者の焼骨は、合葬室に埋蔵するものとする。
- 5 前2項の場合における焼骨の合葬室への埋蔵に当たっては、合葬室の使用料は徴収しない。